

# 障害児通所支援の調査指標について(案)

## IV 障害児通所支援の調査指標について

1. 障害児通所支援の支給決定は、障害児の心身の状態を把握する上で、現行5領域11項目の調査を行っているが、食事や入浴等の身体介助の必要度（全介助・一部介助）及び行動上の課題のみが把握され、発達支援の必要性の観点は含まれない。

こうしたことを踏まえ、**個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等を把握することができる新たな調査指標の在り方について、その運用や活用の仕方も含め、どう考えるか。**

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P11）より抜粋

- 5領域11項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要なかを判定するためには十分とは言えないと考えられる。  
 児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達の只中にある子どもの育ちを支援することに鑑みれば、「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」（令和3年度障害者総合福祉推進事業）の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける方向で検討する必要がある。  
 その際、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直すことを検討する必要がある。
- その新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスの見直しを検討する必要がある。  
 特に、特定プログラム特化型（仮称）の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを行うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で検討する必要がある。
- 必要な発達支援をコーディネートする上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率（障害児通所支援の申請を行う者が自ら障害児支援利用計画を作成する割合）が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6月に一回」に集中している現状がある。  
 相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする家庭を必要な相談につなぐとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じたモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用状況の把握を随時行いつつ、運用の徹底を進めることを検討する必要がある。  
 また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備を検討する必要がある。

- 障害児通所支援の支給決定は、障害児の心身の状態を把握する上で、現行5領域11項目の調査を行っているが、食事や入浴等の身体介助の必要度(全介助・一部介助)及び行動上の課題のみが把握され、発達支援の必要性の観点に含まれない。  
 こうしたことを踏まえ、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等を把握することができる新たな調査指標の在り方について、その運用や活用の仕方も含め、どう考えるか。

## (前回の検討の視点の例)

- ・ 令和3年障害者総合福祉推進事業「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」において、子どもの全体像を掴む視点として、10領域90項目の調査項目が整理された。そこから、行政担当者による個別サポート加算Ⅰの調査項目案、(未就学期は6領域20項目、学齢期以降は7領域23項目)が整理されているが、これをどのように活用することが考えられるか。
- ・ 新たな指標を導入する場合、調査の在り方を含め、運用や活用の仕方についてどのように考えるか。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日)(P11)より抜粋

- 5領域11項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要なかを判定するためには十分とは言えないと考えられる。  
 児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達の只中にある子どもの育ちを支援することに鑑みれば、「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」(令和3年度障害者総合福祉推進事業)の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける方向で検討する必要がある。  
 その際、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直すことを検討する必要がある。
- その新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスの見直しを検討する必要がある。  
 特に、特定プログラム特化型(仮称)の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを担当することを給付決定のプロセスに組み込む方向で検討する必要がある。
- 必要な発達支援をコーディネートする上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率(障害児通所支援の申請を行う者が自ら障害児支援利用計画を作成する割合)が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6月に一回」に集中している現状がある。  
 相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする家庭を必要な相談につなぐとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じたモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用状況の把握を随時行いつつ、運用の徹底を進めることを検討する必要がある。  
 また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備を検討する必要がある。

## IV. 障害児通所支援の調査指標について

### 【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）】

#### 【基本的な考え方（案）】

- 障害児通所支援の給付決定は、5領域11項目による調査を含め、9つの勘案事項及び障害児支援利用計画案を勘案して行うこととされており、市町村がこどもや保護者の状態等を踏まえながら、発達支援の必要性や支給量等を適切に判断していくことが重要である。
- また、給付決定後は、こども本人やその家族のニーズ等に応じた適切な支援が提供されていくことが重要であり、給付決定の際に把握した情報を関係機関に共有し、その後の支援に活用していくことが効果的ではないか。こうした観点からも、市町村が給付決定において、こども本人や家族の状況等をより丁寧に把握することを推進してはどうか。

#### （調査指標の見直しについて）

- 障害児通所支援の給付決定においては、現行5領域11項目の調査を行っているが、介助の有無や行動障害等の課題のみを把握する内容となっている。給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要ではないか。
- 令和3年度障害者総合福祉推進事業「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」において整理された、6領域20項目（思春期は7領域23項目）の調査項目については、こどもの発達状況や困り感も含めて把握できる内容となっており、これを参考にしながら、現行の5領域11項目に代わる、新たな調査指標について検討を進めてはどうか。また、同研究において、こどもの全体像を把握する内容として整理された10領域90項目についても、その後の支援に活用する方策を検討してはどうか。

## Ⅳ. 障害児通所支援の調査指標について

### 【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）】

（給付決定プロセスについて）

- 子どもの状態は、保護者の状態や養育環境を含めた環境による影響も大きく、支援の必要性について判断をする上で、保護者の心身の状態、子育てで抱えている精神的な負担、それに対する支援の状況等、保護者の状態等も丁寧に把握することが重要ではないか。現行の給付決定においても、保護者の状況等を勘案事項として把握することとされているが、より丁寧に把握することを推進してはどうか。
- 気付きの段階からサポートに入ることが重要であり、母子保健施策や子育て支援施策との連携は重要である。また、令和6年4月に創設され、支援を必要とするこども等にサポートプランを作成する、こども家庭センターとの連携も重要である。発達支援につながる入口ともなる、これら関係機関が有するこどもや家族の情報を、給付決定においても活用していくことを検討してはどうか。
- 成長・発達が著しく、ニーズの変化が大きい乳幼児期・児童期においては、こども等の状況を適時にきめ細かく把握し、それに応じた適切な支援が提供されるよう調整していくことが重要である。そのためには、市町村の給付決定において、モニタリング期間を一律の標準期間に沿って設定するのではなく、個々の状況等に応じて丁寧に設定する等の運用の徹底を進める必要がある。そのため国においても、モニタリング頻度を高める必要があると考えられる状態像等を、より丁寧に示していくことが必要ではないか。

## Ⅳ. 障害児通所支援の調査指標について

### 【対応の方向性に向けたポイントの整理（案） 続き】

（給付決定プロセスについて：続き）

- インクルージョンを推進していく上で、発達支援の入口ともなる給付決定において、地域における保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の受け入れ体制等についても、保護者に対して適切に情報提供を行ない、一般施策での対応も考慮して支給決定していくことを推進してはどうか。
- 給付決定については、新たな調査指標の運用、見直すべき勘案事項や留意事項等も踏まえながら、市町村によって判断のバラツキが生じにくくなるよう、給付決定事務等に関する事務要領を見直してはどうか。国においては、個々の自治体の給付決定の状況や、地域の障害児相談支援の実施状況や体制等について把握し、好事例を示していくことや必要に応じた助言等を行なうことで、地域の実情に応じつつ、適切な給付決定に基づく質の高い支援の提供を進めてはどうか。また、自治体の負担軽減や判断のバラツキが生じにくくなるよう、共通ツールの開発やICTの活用を検討を進めてはどうか。

（支援全体のコーディネートについて）

- 給付決定後は、こども本人やその家族のニーズ等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われていくことが重要である。特に、一月あたりの利用必要日数が多い場合や複数の事業所を併用する場合等には、こどもの状況等に応じたコーディネートが行われる必要があり、障害児相談支援事業所による対応を進めてはどうか。

その上では、障害児相談支援の質と量を確保する観点から、計画的な整備と人材育成を進めていくことが必要ではないか。また、これらの資源が不足している地域においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討してはどうか。